

第19回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成19年10月13日（土）

13：30～15：30

場所：八戸地域地場産業振興センター

（コートリー8Fホール）

司 会： ただ今から、「第19回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、出席者名簿、席図のほか、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、資料4、資料5となっております。次第及び資料1～5につきましては、事前に委員の皆様の方にお送りしてございます。なお、大変恐縮でございますが、資料1-1、資料4、資料5につきましては、一部に訂正箇所がございますので、差し替えを本日お配りしてございます。また、資料1-1の次のところに、廃棄物の種類毎の撤去量という資料を追加してございます。お手元の資料に過不足などございましたら、お申し出いただければ、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、蝦名副知事から御挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は、委員の皆様にはご多忙のところ御出席を下さり、厚くお礼申し上げます。また、先の委員の委嘱にあたりましては、就任を御快諾下さり、改めて感謝を申し上げます。

さて、平成16年度から始まった廃棄物の撤去は、累計で12万トンを超え、安全かつ着実に原状回復対策が進んでいます。これもひとえに委員の方々の御指導と御協力の賜物であり、心から感謝いたします。

本協議会は、これまで周辺環境への汚染拡散防止対策や廃棄物の適正かつ合理的な処理方法等について協議を重ね、原状回復対策の方向性を示してこられました。今後は撤去作業の進捗状況等を管理しながら、廃棄物の撤去が完了した後の現場をどのような形で後世に引き継いでいくのか、環境再生を中心とした御議論をお願いしたいと考えております。これまでとは協議内容が大きく変わることから、本協議会の委員構成を見直し、新たに環境再生に関して知見を有する方に御就任いただいたほか、幅広い御意見を頂戴するため公募により3名の方々にお願いをしたところであり、本協議会では地元住民の御意向を反映させ、将来を見据えた協議を御期待いたします。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御指導をお願いいたします。

以上、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。

ここで、誠に恐れ入りますが、蝦名副知事にはこの場で退席させていただきます。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては会長席にお移り願ひします。

古市会長： 皆様、御多忙の中御参集いただきまして、どうもありがとうございます。北海道大学の古市でございます。

この間、3週間程前に協議会で視察をやりまして、この間お会いしたばかりという感じがしています。次回も1ヶ月先ということで、最初でもありますし、密に皆様と議論を深めていきたいと思っております。

先ほど、蝦名副知事の方から話がありましたけれども、今までの調査・解析、それから対策計画、これについては、一応着実にステップを踏んで前に進めているということです。次は撤去、修復対策に対して着実にそれが実行されているかということ、運営管理と申しましようか、管理をしていくことがこれからの我々の役目の一つである。

さらにもっと大事なことは、今後の、跡地を含めて現地の環境再生のあり方、これをどうするのだということ、これを皆様と議論をしていかなければいけないということなのですね。

これにつきましては、全県の県民の総意の下にやっていく必要があるということで、新たな公募委員の方に3名入っていただいて、さらに学識経験者を2名新たにということで交替がありました。

これから環境再生に向けて頑張る議論をしていくわけですが、この環境再生のあり方でございますが、これは今まで何度も議論をしましてまいりましたように、やはり県民の総意に基づいてやるべきだろうと。これは税金を投入されているということで、当然でありますね。場合によつたらと言うか、さらに言えば、国の税金も3分の1ぐらい入っているわけですね。そういう意味では、これはこの地域だけの問題ではなく全県、全日本の問題でもあるわけです。これをどう修復していくかということは、非常に注目されておりますし、責任もあるわけです。そういう視点で見えていかなければいけないと思っております。

もちろん、安全が確保されなければいけないのは当然です。これについては厳しくやはり見ていかなければいけないということです。その中で、やはり限られた資金の下、財源の下でやるという意味では、貴重な税金という意味ではコストミニマムでなければいけない。その視点は外せないと思っております。

この辺のところをしっかりと頭に入れながら、さらに私としましては、今までのようなマイナスの部分でゼロに持っていき、ゼロまで行けばいいじゃないかという話ではなしに、さらにプラス効果ですね、環境再生としてどうしたらプラスになるんだらうと、こういうことを一生懸命考えていくべきではないかと、皆様と一緒に考えたいと思っております。

そのためには、撤去のあり方ですね、これから本当に本格撤去が始まるわけです。先ほど12万トン今までの撤去されたら、これからまだあと5分の4ぐらい残っているわけですね。これを確実に撤去していく、その時の撤去のあり方をしっかり議論しないとイケない。それは、一応特管産廃、普通産廃、それから残土的なものとあります。そういうものをしっかり見ながら、法律的な規制が掛かっているものはそれに従う。それから安全性の基準に掛かっているものはしっかりそれに従う。その中でどう再生していけばいいかということ、真剣に考えたいと思っております。それにつきましては、世界にもいろいろ環境再生のあり方の事例がございます。それがどのようにされたのかということもレビューしていく必要があるのではないか。

例えば、豊島のように全量撤去をした事例もありますし、海外ではラブキャナルですね、アメリカとカナダの国境、あそこは全量を残置して汲み上げて水処理をして、そのデータを

未だにずっと20年、30年公開して、そういう事務所を現地に置いて誰でもが参照できるようにしているわけです。そういう事例もございます。日本でもそれに近い事例はあります。

ですから、その辺も踏まえながら、先ほど申し上げたような基本的な考え方に基づいて、これから環境再生がどうあるべきなのかということを議論して参りたいと思います。

そのためにも、この委員会が新たになりましたものですから、この委員会、協議会全員の意識を合わせるという意味で、一貫して平成11年の発覚からずっと関わっておられる鎌田室長、こちらの方から今までのレビューをしていただく。それで皆様の意識を統一した上で、どんどん質問していいと思うんですね、「それ、どうなっているの?」とか、きつく言ってもいいんじゃないかという気もするのですけれども、その辺で意識を合わせた上で新たな次のステップに進みたいと思います。皆様、よろしく御協力お願いしたいと思います。

では、座って議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。

さっそくですが、今日は審議事項はございません。報告事項のみでございます。5つございます。主に今日は最初の「青森・岩手県境不法投棄事案について」ということで、鎌田さんの方から大体1時間ぐらいにわたって説明をしていただいて、それから若干質疑応答をしてから後の報告事項を検討してまいりたいと思います。

では、鎌田さん、よろしくお願いいいたします。

鎌田室長： それでは1番の報告事項について、私の方から座ったままで説明させていただきます。

まず資料の差し替えですけれども、右肩の方に資料1-1差替という今日配布した資料がございますけれども、そちらの方で説明させていただきます。実は、前の資料もそのままですけれども、やっぱり時系列的に見るためには西暦を入れた方が見やすいだろうと、分かりやすいのではないかという具合に考えまして、年度の上の方に西暦を入れており、役所の場合は年度で全部やるものですから、そうではなくて今度は西暦の方で整理していきたいと考えております。そのために、例えば2004年の1月という事案のあったものを、2003年の欄から2004年の欄に移しております。それから、いろいろ調査をしてまいりました。その調査の調査期間も参考までに入れております。そういう具合にして整理し、変更しておりますので、よろしく申し上げます。

資料の構成ですけれども、1ページの方は主に調査概要、それに伴う原状回復、そういうことを書いております。2ページの方にも、実は平成16年度、2004年が2つありますけれども、これは調査とかそういうものに加えまして16年度から、あるいは15年度が一部ありますけれども、地元対策とか排出事業者責任というものが、その事業に関わる実績が出てまいりました。従いまして、そのことを加える必要がございましたので、あえて2ページ目に平成16年度、2004年を入れております。

今回の説明でございますけれども、調査を中心にその結果への対応という具合にして年次的に説明したいと思います。時間の制限もございますので、さっそく入らせていただきます。

まず1ページでございますけれども、平成11年度でございますが、これは先ほど会長の方からもございました平成11年11月にこの事案が発覚いたしました。これに対応するために、その当時の担当課でいろいろと調査をしてまいったわけですけれども、その他に今度は12年8月に、一番下書いてありますけれども環境生活部の中にプロジェクトチームを作って、4名でこの事案を解決するというところでスタートいたしました。その時に上司の方

から言われたのは、「12年度内に解決に向けた方向性を出しなさい」と、今から考えるととんでもない指示がございました。我々もそのつもりで頑張っただけなんですけれども、それまでの調査というのはどちらかと言うと断片的な、ピンポイント的な調査が多かったわけです。

そのピンポイントの調査を踏まえながら総合的な評価をするための調査をする必要があったということで、まず先に始めたのが、汚染実態調査、いわゆる2000年6月から11月まで調査を行いました。その時の調査というのは、どういう状況になっているのかということでございます。現場を含めた周辺の地形とか地質、そういうものを把握するために、実際あの場所を歩いて、どういう地形になっているのか、どういう所からどういう具合にあそこの水が流れてきているのか等から始まりまして、表層の現場の中の表層ガス調査、それからボーリング調査、それから中のゴミや土壌の性状を把握するための溶出試験、公定法の試験をやり、それから尚かつ周辺影響を見るために周辺の河川などの水質調査というものをやり始めたわけです。

その結果として分かったことは、不法投棄の範囲は、11ヘクタールであると。その当時に把握された量というのは40万トンであると、40万立方メートルであるということが把握されております。その他に、現場内というのはベンゼンなどの有機溶剤で広く汚染されている等のことが分かったわけです。

この結果をもって、じゃあどうしたらいいのかと、どういう対応の仕方したらここを回復できるのかということで、県内の複数の学識経験者の方に説明をして、その対応方針というものを検討していただきました。

その結果として、「こんなものだったらダメだ、こんな調査であればデータが少なくてダメだ。それで方向性を出すのは無理がある。」ということで、「更なる調査が必要である。」と言われ、13年度になってから、書いていますけれども、汚染実態詳細調査、より詳しく調査をしようという事業を立ち上げたわけです。

しかしながら、詳細調査と言っても、あの11ヘクタールの広い範囲で何本のボーリングを打ったら実態が分かるのかということが全く皆目見当が付きませんでした。予算的な制限もございまして、何をどこまで効率的に出来るのかということも相当悩んだわけなんです。悩みながらいろいろと検討している最中に、ある不法投棄現場でボーリングと、それから高密度電気探査、地中の状況が把握できるような調査の仕方があるということが分かったわけです。ボーリング調査と電気探査と一緒に併行してやることによって、非常に地下の内部のことが分かりやすい、把握できるということが分かったものですから、高密度電気探査というものを原因者である三栄化学工業にやらせました。県としては詳細調査の方をやって、ボーリング調査の追加とか、あるいは地下水の調査、それから土壌とか廃棄物の追加調査、そういうものを調査いたしました。

その結果として、ここにはパーク、あるいは焼却灰、RDFなどの4種類の廃棄物が主体となって埋められているということが分かったわけです。地形的には、普通の平らな場所ではなくて、谷の部分があって、そこに相当の量の廃棄物が埋められているということも分かりました。その量は40万立米ではなくて67万立方メートルであるということがここで推定され、現在の67万立方メートルということになっているわけです。

それからもう一つ大事なことは、現場内の地下水が、いわゆる岩手県側の方から青森県側

の方に流れているということが分かりました。

このような結果を踏まえて、次に修復方法はどのようなことがあるのかということを検討したわけでございます。12年度の調査、あるいは13年度の今の調査結果を踏まえて、結果として考えられた案が3つございました。1つは、廃棄物汚染土壌を場外に出して、そして委託処分をしようと、委託処理をしようと、それから2つ目は、現場の中に処理施設を造って、そこで処理してしまおうと、それから3つ目は、現場の廃棄物を現場内に封じ込めて、汚染の拡散、あるいは流出を防止しようと、3つの案をいろいろと検討していきました。検討している中で、地形的、あるいは埋め立ての形態からは、まず撤去云々の議論よりも汚染拡散防止対策を最優先すべきであると考えまして、そしてまたその他に最も早く汚染拡散が防げる方法、あるいは風評被害を早く対策できる方法、それから廃棄物をもし撤去した時に周辺への影響が出ないようにする方法、こういう方法から考え方として3つ目の現場内に廃棄物を封じ込めて汚染拡散防止対策をやろうということ、一番有利ではないかという考え方をもちて田子町の住民の方々に報告いたしました。

その報告の結果、住民の方々からは、「そんな封じ込めとかは絶対ダメだ。汚いものは全部残さないで全量撤去すべきである。」その時にもう岩手県では全量撤去を謳っておりましたので、「岩手県を見習ってちゃんと全量撤去というものを早く打ち出さない。」という御意見が相当強く出されました。

なぜここで汚染拡散防止対策を優先しなければならなかったのか、岩手県の方では全量撤去をいち早く、どうして打ち上げることができたのかということですが、やはり両県の埋め立ての状況、形態が全く違っておりました。青森県の方は、この間視察していただいてお分かりのことと思いますが、岩手県の方は所々に穴を掘って、そこに埋め立てているところが多いわけです。いわゆるスポット的に不法投棄されている。岩手県の方ではそういう状況にありますので、ボーリング調査をしても当たらない可能性がある。従いまして、全域を重機を使って筋掘り調査を行いまして、その廃棄物の種類とか量とかを確認していきました。岩手県の方針としては、汚いものは片付けることによって周辺環境もきれいになるんだということで、いち早く全量撤去というものを原状回復方針として打ち出しておりました。

それに対して、なぜそれでは岩手県のようにすぐ片付けることができなかったのか、あるいは、何度も言いますが、汚染拡散防止対策を優先しなければならなかったのかということですが、いろいろな意見が専門家の方々からありました。いろいろな調査の結果として、「片付け方は慎重に検討すべし」と、そして「片付ける前に周辺環境に影響が出ないような方法を考えるべきである」という考え方が占めておりましたので、本県としては汚染拡散防止対策を最優先にしたわけです。

というのは、この間ご覧になって分かるように、青森県の埋め立てている地形というのは、岩手県側が高く青森県の西側に傾斜地となっております尚かつ全域に廃棄物が埋立てられているという状況でした。もしこういう状況で、そのままの状態でも掘削をして撤去するようなことをすれば、中に入っている汚い水、汚染水が低い方、いわゆる田子町の方にどんどん流れてしまう。結果として、その汚染水があそこを流れている杉倉川、あるいは熊原川、そういうものを經由して八戸圏域の水道水源であります馬淵川に流れ込んでしまう。ということは、広範囲にわたる汚染の拡大を引き起こすことになってしまうのではないかとということで、まずは汚染拡散防止対策の方法を検討し、その後に撤去方法を検討するということと

して、はっきり言えば具体的な原状回復方針というものはその時点では示すことは出来なかったわけです。

これに対しても住民の方々、あるいはマスコミ関係の方々からは、相当厳しい批判を受けております。極端な話、「青森県は封じ込めてそれで終わるのではないか」と、「ごみをそのまま残していくんじゃないか」というような懸念が住民の中にあっただけですけれども、その時点ではほとんどそのことは全く考えておりませんでした。しかしながら、汚染拡散防止対策は絶対やらなければならないんだということを頭に入れて、最優先にしてということで、平成14年度には具体的に汚染拡散防止対策をするためにどうすればいいのかということの調査をいたしました。

例えば、周辺に遮水壁を造ったとしても、下の方の地盤に亀裂とかが入っていればそこから漏れる可能性があります。それから水処理施設を今造っている所、あそこに昔ラグーンという沈殿槽みたいなものがありました。その地盤が水処理施設を造っても大丈夫なのか、硬さ、重さが大丈夫なのかと、耐えられるのかということ等を確認しなければならない、そういう調査をしたわけです。

14年度の結果として、その部分については固い岩盤で覆われているから、下の遮水層、下の底面遮水層として、底の方の遮水層として利用できることが分かりました。水処理施設の建設予定地については、あの辺に軟弱地盤がございまして、そのために位置を若干考え直さなくてはいけなかった。それから、施設のレイアウトも含めて考え直さなくてはいけなかったわけです。ですから、最初の設計図と若干ずれた所にあの施設を造っております。また、施設も幾分縮小された形で造らざるを得なかったということで、そういうことを参考にしながら汚染拡散防止対策を実施したわけです。

具体的な方法としては、遮水壁で囲む、それから浸出水処理施設を造る、それから現場は表面を全部遮水層で覆う、いわゆるシートで覆ってしまうということを実施することとしたわけです。

そこまでは良かったのですが、今度15年度になると、じゃあ実際撤去するためにはどうしたらいいのかということも決めていかなくてはいけない。そのための、いわゆる廃棄物がどのような物がどのような所にどのような状況で分布されているのか、それから中には医療系の廃棄物もあるのではないだろうか、そういうような混入状況がどうなっているのかということの調査もしなくてはいけないということで、平成15年度にはそのような調査をしたわけです。平成12年度から始まり、15年度までの4年間にわたる調査を踏まえて、原状回復の方法を踏まえて原状回復方針というものをやっとならで決定いたしました。

その原状回復方針というのは、汚染拡散の防止を最優先すること、それから廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とするという方針を決定して、いわゆる国の支援がいただける特定支障除去等事業実施計画というものを作成いたしました。この計画に対して、平成16年1月に環境大臣から同意が得られて、この事業の事業に対して国から財政支援が受けられるようになったということでございます。

最初に着手したのは、やはり雨水と中の汚い水を分離しようということで、ブルーシートで全部あそこの現場を覆ってしまった。そしてその後、平成16年度から本格的な汚染拡散防止対策を始めまして、そして今年の夏でその工事が完了しております。同時に撤去が開始されております。

そのような流れで、この調査やあるいは対策、そして工事をやってまいりましたけれども、その間、青森県単独だけでこういうことを検討したわけではございません。やはり、岩手県といろいろ合同で一緒にやれるところは無いただろうとか、あるいはお互いに意見を出し合いながらいい方法を決めていこうということで、合同検討委員会というものを作っております。最初、12年、13年度においては個別案件についてそれぞれに岩手県と青森県でその都度情報交換をしながら打合せを行って、それぞれの県でその方向性を出してきたという流れできたのですが、その後いろんな専門家の委員の方々から、「現場は一体であるのだから、統合的な施策が必要である」ということで、合同検討委員会、合同の委員会を作って一緒にいろんなことを進めていこうじゃないかということとして合同検討委員会を作ったわけです。この合同検討委員会は、平成14年6月から始まりまして4回重ねて参りました。その中で、さらにやはり修復事業でございますので技術的なことが非常に重要な課題になっております。従いまして、その中に技術部会というものを設置して、その技術部会は5回開催して、いろんな技術的な議論をしてまいりました。技術的な結果を報告書としてまとめて、合同検討委員会に提出し、その報告を受けた合同委員会では、「両県の現場は一体であるとの認識に立って連携を密にしながら、それぞれの実情に合わせた原状回復を実施すること」ということで、「各県で具体的な施策は実施しなさい」と。いわゆる状況が違うわけですから、修復方法も自ずと違って来るだろうし、「それぞれがそれぞれの状況に応じた対応をして下さい。ただし、現場は一体であるのだから、お互いの連携は密にして下さい。」ということでもとめられております。

その後、岩手県、青森県、各県では具体的に原状回復をどうしていったらいいのかを検討するために、それぞれで原状回復協議会、このような協議会を設置して現在に至っております。

国としては、いろんな意見がございまして、現場は一体なのだから全てを一緒に実施して下さいというような指導がございました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、いろいろな実態が違うわけですので、それからそれぞれの県は、それぞれの長い歴史的背景を持っております。従いまして、何でもかんでも全てを一緒にするという事は非常に難しかったということの思いがあります。ただし、いろいろなこと、ポイント、ポイントでは今でも岩手県の方と協議、あるいは議論をしながらいろんなことを進めてきております。

今までが平成11年度から16年度までの1ページの撤去開始前までのことの調査を中心にしてお話しして参りました。

次に2ページの撤去開始から今日まででございますけれども、これについては、調査概要のところがございますけれども、平成16年度と17年度に岩手県との県境部においてボーリング調査とトレーサー試験を行っております。これについては、なぜこのような調査を行ったのかということからまず説明をしないといけないのですが、地下水の流れというのは両県のボーリング坑を使っていろいろな地下水の流向、流速調査というのをしております。その結果、先ほども申しましたけれども地下水は岩手県から青森県の方に流れているということが分かったわけです。地形調査などの結果から、地盤棚が高く地下水が分かれているところ、すなわち分水嶺、水が分かれている嶺と書きますけれども、分水嶺というところが岩手県側にありますので、青森県としては当初から、最初に汚染拡散防止対策として岩手県側にある分水嶺まで遮水壁を造って、そして岩手県側の分水嶺から県境までの3.4

ヘクタールの中にある汚染水も一緒に共同で処理しませんかということをご提案いたしました。

ところが、岩手県の考え方としては、水処理というのはいつまで掛かるか実際分からないわけですが、現在やっておりますけれども、あそこ全て撤去したからと言ってすぐ水処理も終わるものとは限らないわけですが、やはり水というのは大事なものですから、周辺の環境と同じぐらいのものにならないと処理は止められないだろうと。となると、岩手県としてはいつまで続くか分からない、いわゆる後年度負担を伴うような施策は、県の考え方として行わないということが一つの理由がございました。

それはなぜかと言うと、聞いた話によると、何か岩手県の方で旧廃止鉱山の後処理、相当の財政負担を強いられているということで、そういうことがまたもう一つ出てくるようなことがあってはならないということが一つの理由。

それから、分水嶺から県境までの先ほど言った3、4ヘクタールのエリアについては、地盤改良を行って、青森県側に地下水が流れないようにしますという提案を示されてきました。それでは、それぞれの県で水に対して対応しようということになったわけですが、そこで青森県としては1ヘクタールの範囲の水処理が行えるということで、どのような物が必要かといういろいろ検討いたしました。最大の雨の降る量とか、中にどのくらいの水が入っているだろうとか、そういうことを検討して1日150トンの処理能力を持っていれば大丈夫だろうということで、処理能力150トンの処理施設を造ったわけですが、造っている間に、岩手県の方から、「よくよく調べたら青森県の方には地下水は流れない。県境部に廃棄物も無いので矢板も設置しなくてもいい。」ということの見解が岩手県の協議会の中で示されたように聞こえたわけですが。

流れてきているというのは、今までの調査の結果から明らかですから、そういう具合になると、今度は岩手県側の水も本県の水処理施設に流れ込む可能性がある。そうすると、処理能力以上の水量が入ってきて、処理施設が機能しなくなる可能性があります。従いまして、我々としては平成14年度の共同の、いわゆる地下水の流向、流速調査で実態が分かったにも拘らずそういうことになると、本県の汚染拡散防止対策に支障が出てくる可能性が十分考えられましたので、これは委員でございます北海道大学の全面的な協力を得まして、平成16年度にはボーリング調査によって地下水の流れと、それから量を推定していただき、そして17年度にはその推定が果たして本当なのかどうかということでトレーサー試験、いわゆるある試料物質を入れて、それがどういう具合に流れて行ってというようなことの試験ですが、具体的に言えば、分かりやすく言うと、この例がいいかどうか分かりませんが、例えばバスクリンを高いところの井戸に入れて、それが下の方の井戸にいつ出てくるのか、出て来ないのか、出てくるのかというようないわゆるトレーサー試験を行うことによって地下水の流れを確認したと言うか、証明していただきたきました。

そういうことをしながら、そういうデータも岩手県の方にお示しして、十分注意していただきたいということで協議をした結果、岩手県は結果的には地盤改良ではなくて鋼矢板による遮水壁を県境部に設置いたしました。そこに今度溜ってくる水については、汲み上げて処理して、青森県側に流れないようにしている。現在、岩手県側でそれを汲み上げて処理しております。一部は、現場の中で処理して放流しているのがありますが、汲み出して運んでいって処理をしているものもあるという具合に伺っております。

このような経緯があった中で、実は岩手県側で汲み上げた水というものを処理しているわけですから、青森県の水処理施設で共同で処理できないかというお話が、実は環境省の方からも御提案がありました。提案がありましたけれども、実際、今までの説明でお分かりのように、ギリギリの処理能力として150トンの施設を建設してきたわけです。実際、今の入ってきている量は当初計画した量よりも若干多く入ってきています。それから先月の大雨で、実は貯留池、2つあるのですけれども、1つが空っぽだったのが一瞬の間に2つとも満杯になってしまったという具合に、今の状態では受け入れる状況にはないのでございますけれども、技術的な可能性について検討していかなくてはならないなと考えてございます。

ただ、いずれにしても岩手県の方の汲み上げた水をどうやっていくのか、どのような方針を持っているのかということが決まらなないと、本県としてはどのような対応が出来るのかということもなかなか難しい、決めかねる状況にありますので、その辺はこれから岩手県の方と、あるいは環境省にも入ってもらって協議をしていきたいなと考えております。

このように、これまで実は多くの費用を掛けて、時間も掛けて調査して参りました。調査をまとめてみますと、平成12年、13年度の調査というのは現場の状況の把握、14年度の調査は汚染拡散防止対策工事を実際行うための調査、15年度の調査は具体的に廃棄物を撤去するための調査、こういうことを11年11月に事件が発覚して以来、ずっと4年間時間とお金を費やしてやってきました。その間に、緊急的対策は実施して参りましたが、廃棄物の撤去が開始されたのは平成16年度になってからでございます。

なぜそんなに調査に時間と費用を費やしてきたのか、あるいはもっと早く撤去できなかったのかということでございますけれども、本県の基本的な考え方として、不法投棄現場、そこから廃棄物を単に片付ければよいということではなくて、片付ける際に伴ってどういうリスクがあるのか、そのリスクを出来るだけ取り除きながらの原状回復をするためにはどうしたらいいのかということを検討しながら進めてまいりました。

従いまして、結果として時間とお金を掛けてしまったのは事実でございます。

ただ、このような調査無しでは現在のような原状回復の工事には入れなかったのではないだろうか。いわゆるしっかりした事前調査があったからこそしっかりした原状回復工事ができてきているのではないだろうかと考えております。

一方で、16年・17年にはトレーサー試験を、これは多分全国でも初めて不法投棄現場でこういうことをやられたのは初めてではないかと思っております。その調査一つをとっても、またその結果に対してのいろいろな検討にあたって、本当に多くの方々の御協力をいただいております。そして、その結果につきましては、本協議会の委員の方々はもちろん、全国の環境部門に携わるの方々を中心として、いろいろな方から意見や御提言をいただいております。その御意見・御提言が、この現場に応用できないか、あるいは利用できないかということの一つひとつ検証しながら進めて参ったわけです。その結果として、これは手前味噌になるかもしれませんが、この事業に対する青森県の対応については、全国に発信できるようなやり方で進められてきているのではないかと考えております。

まとめてしまいましたけれども、まだまだこれは始まったばかりでございますので、これからも多くの御意見、御提言をいただきながら、一つひとつ検証しながら今後全国に向けて模範となるような原状回復作業を進めていきたいと考えております。

今までの調査、あるいはそういうことの概要でございましたけれども、前回、石井委員の

方から、「廃棄物の撤去量が示されているけれども、廃棄物の種類毎の撤去量が出せないかどうか。」というお話がございました。先ほど今日ここで配布しました資料でございます。廃棄物の種類毎の撤去量、これは9月末現在の撤去量でございます。

今まで出した廃棄物の種類としては、堆肥様物が主体となっている汚泥として12万4千トン余り、出しているところは青森のR E Rと八戸の八戸セメント株式会社にそれぞれ溶融、焼成等の処理をしていただいております。それから、現場から廃棄食品、いわゆる期限切れとか腐ったような食品が出てきております。それについては、そのまま処理できるところが県内にはございませんでしたので、これは秋田県の、今はエコシステムという会社になっていますが、ここをお願いをして18年度までに処理しております。これはまだまだ今後出てくる可能性があるものでございます。それから、選別施設で青森のR E Rと八戸セメントに出す以外に、100ミリ以上の廃プラスチック等や木屑類、これについては、現在八戸市にある庄司興業所に焼却処理を委託しております。

トータルの、現在のところ12万5千トン余りの処理が完了しております。

そういう経緯があった中で、県の原状回復協議会についてでございますけれども、これについては第1期が平成15年7月から始まりまして、第1期というのは何をやったかという、汚染拡散防止対策に関する工事の進捗状況、それから住民からいろいろな不安の声が聞こえましたので、それに対して現場とか、周辺の各種調査を行ったその報告、それから廃棄物の一次撤去マニュアルに関する協議、こういうものを第1期で行っております。第2期の17年7月からは、いわゆるこの汚染拡散防止対策の工事に関してはそのまま継続して報告しておりますけれども、岩手県との県境部の汚染拡散防止対策、先ほど申し上げた内容についても御協議いただいております。それから19年度から始まる本格撤去計画に関する協議、こういうものを協議していただいております。

今までこういうようにしてやってきましたけれども、今後どういう具合にするのかということでございますけれども、その考え方をちょっと案としてお示ししたのが3枚目の今後の検討課題等ということでございます。

1つは、やはり適正な処理施設を確保していかななくてははいけません。これは時限立法でございますので、24年度までにこの作業を終わらせなくてははいけません。そのためには必要な処理施設を必ず確保していかなければならない。これは県の方で十分努力しながら確保していきたいと思っております。公表できるような時期が参りましたら、速やかにこの協議会でもお知らせしたいと考えております。

2つ目は、合理的・計画的な撤去方法の検討でございます。これは撤去される廃棄物の性状や形状にあった処理方法をしていかなければいけない、それを確立させた上で、あの広い現場においてどのような撤去の仕方をしたら効率的に搬出できるかを検討していかなければならない。また、24年度までの制限がございますので、撤去量が増えることによって選別施設も計画的に稼働させなくてははいけません。それから運搬車両も相当増えて参ります。従いまして、それを計画的に運行させなくてははいけません。それから掘削の場所も1ヶ所ではすみません。従いまして、その場所、あるいは数、そういうものをいくつぐらいにして、どこから掘っていったらいいのかということが検討の対象になってくると思います。

それから3番目の合理的・経済的な原状回復方策の検討でございますけれども、処理施設の確保とか計画的な撤去方法、こういう検討を踏まえまして、これらを総合的に捉えて経済

的な原状回復を検討していかなくてはいけないと考えております。いわゆる総合的な捉え方の下で経済的な原状回復を検討する必要がありますので、県民の方の安全・安心を前提としながら、どのような方法が最も経済的な原状回復方策なのかということも検討・協議していきたいと考えております。

この2番目と3番目につきましては、これは県がいろんな案をこの協議会にお示しして、そしてそれに対していろんな意見をいただきながら進めて参りたいと考えております。

最後の4番目の跡地利用を含む環境再生方策の検討、これは先ほど会長の方からもお話がございましたけれども、原状回復、いわゆる撤去が終わった後、その11ヘクタールの地域をどういう具合に再生したらいいのかということで、跡地利用を含む環境再生方策というものを十分に検討してもらいたい。多方面の方々に、これ実はこういう方策をいろいろ協議していただくということは、全国でも例がないのではないかと。今回、こちらでやるのが一番最初になるのではないかと考えております。従いまして、このことについては是非とも協議会が主体となって何かいろんなことをまとめていただきたいと考えております。このことについては、次回11月10日に事務局の方から叩き台というものを出して、それに対していろいろと御議論いただきながら、県の説明で終わることなしに協議会の委員の皆さんの活発な御意見・御提言というものをここでいただきたいと考えております。

以上、私の方から資料1-1について説明しました。これについて、次に資料1-2にありますように、現場を実際パワーポイントで見させていただいて、今説明した内容を確認していただきたいと思っております。

<パワーポイント>

まず最初に、現場がどのように変わってきたかというものを見ていただきたいと思っております。

これが平成12年10月でございますので、11年11月に発覚してから約1年経った時の航空写真です。多分、この時には何も手を付けていませんでしたので、発覚した時点そのままの状況かと思っております。下が岩手県、上が青森県。その先の方にちょっと見えますけれども、沈殿槽みたいな田んぼのところがありますけれども、あそこは汚い水が流れて行って、あそこで沈殿をして徐々に上澄みだけを流していく、いわゆるラグーンというところがございます。現在、あそこには水処理施設が建っております。

これが平成14年10月の写真でございますが、右側が青森県、左側が岩手県でございます。ちょっと見難いのですが、青森県の方で、ちょうど青森県と書いてあったその下に白い長いところがございますが、そこにあった廃棄物を一部北側、左手前の方に移しております。それは何故かと言うと、そこが一番汚かったものですから、そこから出てくる水を出来るだけ少なくしようということで、ゴミが無くなれば綺麗になるのではないかと、非常に安易な考え方で緊急的に対策を講じたわけですが、その結果として、青森県のところの中央池、あそこに水が溜ってしましまして、池が出来てしまいました。その水を処理するのに大変苦労をした覚えがあります。これについては、この17年4月で水処理施設を造っております。水処理施設を建設しながら、左側のところに青い屋根がありますけれども、これが水処理施設を今建設中のところでございます。その前に、ここを建設する前にいくらかでも水を綺麗にしたいということで、ここに仮設の浄化プラントを造っております。できるだけ水をここに集めて処理をする。そして、ここができるまでは仮設の浄化プラントのところ

処理していこうということでございます。

これが18年5月ですけれども、水処理施設はほとんど完成して、水が貯留池に溜って、現在の状態になっております。上の方はブルーシートで全部覆ってしまって、仮設の表面キャッピングということでやっております。ここに、この間、視察に行った時はもう解体していましたが、これもまた仮設の選別施設を造って、そこで40ミリアンダー、それから100ミリアンダーのゴミを分けて、それで青森、八戸に出しております。

これが現在の状況にほぼ近い状態でございます。今、この仮設の選別施設は解体してありません。この間見ていただいたのが、今の本格的な選別ヤードでございます。全部キャッピングが終わりまして、ここに遮水壁が出来ている。そして水はこう流れていって、この水処理施設に入ってくるというような形になっております。

先ほど言いました電気探査による調査結果ということでございますけれども、どういうやり方かと言うと、こういうような測線を作りまして、それぞれの線のところに電気を通しまして、地下がどうなっているのかという抵抗値を使って中味を把握するというところでございます。それからボーリング調査の結果を組み合わせると、ここに赤い色があり、この部分に廃棄物があるのではないかと。ボーリング調査と組み合わせると、ここにやはり廃棄物が入っているということが分かりましたので、この赤い部分のこの層のあたり、大体この深さが20メートルぐらいでございますが、ここに廃棄物が埋められているということが分かったわけです。その結果として、約67万立方メートルという数字が出て参りました。

これも同じように違う測線で見ると、やはりこの辺は赤い、この辺にはゴミがあるということが確認されております。その結果をまとめてみたのが、模型ですけれども、この辺が入口になります、そしてここが谷部になります。谷部になって、県境が大体この辺、谷部があって西側にずっと流れて行っている。赤いところにゴミが入っているということがお分かりになるかと思えます。

実際にどういう埋め立て状況になっているのかということでございますけれども、これは掘削をしてどのくらいあるのかということ調査した図面です。これだけの深さがあり、これが覆土で上にある土です。その下にこれだけのゴミが入っているということです。

これが大分高くあるのですが、ここがちょうど、よく我々が言う覆土、ここまで埋めて、そしてこの辺まで埋めたら見つからないようにその上に土を被せて、そして知らんぷりをしている。時期が来たらまた埋めていって、また土を被せるという状況でございます。それが分かりやすいのが次の図面で、ちょうどこの白い所の下がゴミです。その上に土が被さってあるということで、なかなか埋め立てによって発見しにくいような現場になってございます。

汚染拡散防止対策をなぜやらなくてはいけないのかを、先ほどちょっと説明しましたが、これを図で説明します。ここが青森県の斜面にゴミが入っているという状況で、このままにすると雨が降ったりなどして、汚い水が全部斜面に沿って流れてしまうということがそのままの状態の時です。平成11年・12年の頃の状態でございます。

部分的に表面的にキャッピングをして、こちらに仮設の浄化プラントを造って、一時的に緊急的に水を綺麗にしましょうということをやった状態でございます。これが現在の状態ですけれども、ここに水処理施設を造って、全部表面をキャッピングしながら廃棄物を外部と遮断しまして、中に入っている汚い水というのはここに一旦溜めて、そしてこの水処理施設

で処理をして出してやる。ここには遮水壁を打って、外には出ないという形を作っております。表面キャッピングの具体的な写真でございますけれども、これを皆様に見ていただきました。間伐材を使いながら重しを作っております。

実際の遮水壁でございます。これがセメントで、これは圧が掛かりますので、強いところはこういうものでカバーをしておかないとこれが倒れてしまう、あるいはずれてしまう可能性がありましたので、これを基盤岩に打ち付けております。

これが出来上がりの時の遮水壁ですけれども、この部分が遮水壁になっております。現在はもうシートを被せておりますので見えません。従いまして、これは工事中の写真ですけれども、こういう状況にあると、こういうのがぐるりと回っている。

これもここからずっとこういう具合に、これが遮水壁でございます。これがずっと地域をぐるっと一回りしている。

それで溜った水はこの貯留池に入って、そしてこの水処理施設で処理する。そういうものを総合的にまとめたのが次の図です。先ほどの遮水壁がこれでございます。

降った雨はどうなるのかと言うと、降った雨はこの側溝に全部入りまして、隣にある雨水の流れる道があり、それが防災調整池に入ります。入りながら雨水はそのまま流していく。従いまして、最低限の水処理施設ということで、中に入っているものを処理するための150トンの処理施設であるということでございます。

次が岩手県境との地下水対策でございますけれども、これが先ほど言いました分水嶺、ボーリング溝の流行、流速調査をやった結果、こういう具合に水が流れて行っている、この黄色が県境です。地下の中の水の分かれ道、分水嶺は赤の点線でございます。従いまして、岩手県側の3.4ヘクタール、この水も全部こっちに流れてきているということが分かると思います。

そういう状態を断面的に見ると、ここに分水嶺がありまして、県境はここでございます。従ってこの部分も全部こっちに来てしまう。岩手県としては、当初ここからここまで削って、水が全部こっちに流れるようにするという計画で実施計画を作っておりましたけれども、今はこの部分に鋼矢板を打って、そして遮水しているという状況でございます。

これが北海道大学の方で調べていただいた、いわゆる3.4ヘクタールの部分の水が全部こちらに行って、どのくらいかと言うと、大体最大で60トンぐらい1日に流れているのではないかとございます。

先ほどと同じように、これも大体58トンから60トンというのが、詳しくは私専門ではございませんので、分かりませんので、こういうような流れで来ているということが分かっていただけだと思います。それをこういう図面で見れば一番分かりやすいのかなというのがこれです。実際、ここが分水嶺ですよと、水はこう流れていきます。こっちの方はこっちに流れていきます。従いまして、この水はどうするのだという話があったわけです。青森県としては、最初、遮水壁の計画をこういう具合に分水嶺のところまで持っていこうとしたわけです。先ほど言いましたように、それはいらぬということになったものですから、じゃあそれだったらこの11ヘクタールを処理しなくてははいけない。入ってくる水は、岩手県は岩手県、青森県は青森県でやりましょうということで、県境部分にもう遮水壁を計画しましたそうしたら、これについては環境省から「待った」がかかって、「同じ現場一帯であるのに、そこの真ん中に壁を造るのはおかしいではないか」ということで、「じゃあ、ここだけ

にしましょう。その代わり岩手県はここにちゃんとこっちに来ないように対策を講じて下さい。」という具合にして、ここで青森県は遮水壁を完成しました。こちらに岩手県が壁を打ちやすいように迎えに行っております、青森県の方で。迎えに行つて、「ここまで持ってきて下さいね」という具合にしました。それに対して、岩手県の方では、「ここまでは水とゴミがあるから、ここまではやりましょう。」ここはちょっと空いていますが、この辺はいいだろうと。少しぐらい流れてきてもしようがないということで、今この岩手県の壁があつて、ここに溜っている水を今汲み出して処理しているという状況です。その岩手県の壁というのがこれでございます。こっちでございます。この壁が遮水壁となつて、その中に溜っている水を処理しているという状況でございます。

私の方から説明は以上でございました。

古市会長： 鎌田さん、どうも、熱弁をふるっていただきまして、どうもありがとうございました。ちょうど1時間ぐらいで、要領よく1999年の不法投棄発覚からの9年間、その背景、調査解析結果の解釈、対策の立て方、それから工事の進捗状況等、非常に要領良くストーリーとして話しいただきまして、非常に分かりやすかったです。どうもありがとうございました。

これでこの9年間の流れというものが分かつたと思うのですね。私もこれ、感慨深く拝聴いたしましたけれども、2000年8月に鎌田さんともう一人の方が来られて、研究室の方にご相談に参られたのですけれども、それ以来の関わりだから、「もう7年なのですね」という感じですが、その間に沢山のことをやってきたのだなあ。皆さん非常に頑張つてやられたのだなあ。

非常にレビューをしていただくことによって全体として良くなつたのですけれども、非常に岩手県に比べて青森県は地道に、どっちかと言うとあまり出たがらない、謙遜する県民だろうと思うのですが、今日は「その対策プロセス等は全国の模範になる」と、「誇れる」とまでおっしゃっていただいております。そこのところ、「本当か？」というのをまた皆様から質問していただければいいのじゃないかなということでございます。

ただ、今もう良くお分かりになつたと思うのですが、やはり現場は一体でありますけれども、真ん中に県境が走っておりまして、やっぱり岩手県との対応が非常にいろいろ苦労された、そのプロセスが非常に良く分かつたと思います。やはり、その辺のところは今まではクリアになっていなかったのですが、この8年間の流れの中でやはり結果が出て来たように思われます。そういう意味では、青森県の対策というのは非常に本質的な対策であつたのではないかと思います。

これに関しまして、新委員の方々5名おられますけれども、プラス今までやってきた方々も今整理していただいて、新たな考え、意見が出て来たかと思つたので、どこからでも御質問等ございましたら、またコメントでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでございましょうか。

椛本委員、お願ひします。

椛本委員： ちょっとお聞きしたいのがあつて手を上げましたけれども。

資料1-1の交通安全対策のところですが、道路が田子-浄法寺線だけのことなのか、

104号線までなのか、お伺いします。

それから、この矢印が19年度まで付いておりますけれども、これはいつまでの予定なのか、お伺いします。

古市会長： いつまでの予定というのは、この資料のですか。2007年までの予定を書いていますけれども。今は過去のレビューのお話で、もちろん平成22年までやられる予定だとは思いますが。そのことでしょうか。

椛本委員： 19年まで付いていましたけれども、あとどの程度までかかるのか。

古市会長： 今の時点での最終年度までの関係でございますか？
事務局、よろしくお願いします。

事務局： 交通安全対策についてお答えいたします。

道路については、国道104号と県道の道前浄法寺線、これは両方が対象になります。それから、いつまでということですが、これは事業の名称は変わる可能性がございますけれども、撤去作業が終わるまで必要で続けるという方向で考えております。

古市会長： いつまでと言う時ね、例えば、ある意味で特措法の範囲内での終りなのかという意味合いもあるんじゃないのですか。
椛本さん、いかがですか。

椛元委員： 道路工事ですから、早い時期に交通安全対策を練るためには、早い時期に終わった方がいいのではないかなと。終わるまで、平成24年まででしたら終わってしまうので、整合性を欠くのではないかなという感じがします。補修とかそういうものは24年まででいいと思いますけれども。そういうことでお聞きしました。

古市会長： 了解。交通の方の交通安全対策については、もっと早く終わるのであれば早い時点で終わらせたらいかがでしょうかと。緊急性もありますのでね。そういう御質問だったと思います。

事務局： 補足説明しますけれども、この事業というのは、県境再生対策室でやっているのではなくて、県の県土整備部の事業としてやっております。向こうの方でいろんな計画を組んで、県内の道路、例えば三八県民局でエリアのどこを優先的にやるかとかということで、田子町のこの部分について優先的に今事業を進めております。従いまして、今も確か工事をやっているとありますが、危険な所をほとんど網羅しておりますので、ほぼここ1・2年で終了するのではないかなという気はしておりますけれども。そういう具合に考えれば、早めに、早めにこれは手を打っているのではないかなという気がしております。ただ、どういう計画で今後していくというのは、県土整備部の方に聞いてみないと分かりませんので、その辺、聞いてからまた返事を差し上げたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。今の交通部分のお話ですね、ありがとうございます。
須藤委員。

須藤委員： 私もまた交通関係なのですが、前回現場を見に行った時に、工事などをしてまして、拡幅工事をやっていたところがあるんですけども、大きなトラックですよ、この現場の車というのは。そうしますとね、子供達とか町民の方が、普段あまり通らないのにそういう大きな車が通るとなると交通事故ということも考えられますけれども、今までは無かったですか。

古市会長： 狭い道路を頻繁にトラックが行く可能性があるし、今までも撤去をしてきましたので、何か事故は無かったでしょうかという話ですが、いかがでございましょう。

事務局： 撤去を始めてから今まで、交通事故はゼロでございます。参考までに申し上げますと、交通安全対策として、例えば運搬車両、昼間でもライトを付けることを義務づけるとか、あるいは登校時間8時30分以前には田子町内の道路には入らないようにするとか、それから例えば夏休み・冬休みの期間を運搬車両側に予め伝えて、この期間は特に注意してもらおうとか、あるいは農耕用の車両が通る農繁期には特に注意をするようにとか、そういう注意喚起もいろいろしてございまして、お陰様でこれまでゼロで来ております。

須藤委員： 大変嬉しく思いますけれども、そうすると工事の車が少なく走るということになると、そっちの方にまた影響があるのですか、処理の関係。それも全部頭に入れて。

古市会長： 運搬計画は立てているみたいです。

須藤委員： そうですか、ありがとうございます。

古市会長： 井上先生、お願いします。

井上委員： お二方の御質問にも若干関わることもかもしれないのですが、今後の課題で、合理的・計画的な撤去方法の検討ということがございます。計画的に撤去を進めていかれると、計画的に進めるということですが、その際の、ちょっと気になりましたのは、ボトルネックと言うのですかね、今言ったような交通計画、安全を確保しようとするとう搬出量が制約を受けるとか、何かいくつかのボトルネックがあるのかなと思いついて伺っておりました。そのあたりはどのように整理されているのかということをお伺いしたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。これから撤去を着実に進めていくために、それに支障になる部分ですね、一番クリティカルな部分はどこでしょうかということですね。

事務局： 運搬車両について申し上げますと、運搬台数、今3台ないし4台で1グループを作っております。大体30分間隔で現場を出入りしております。これが、処理施設が増えまして撤

去量が増えますと、当然運搬車両も増えていきます。1日45台程度になるうかと思えます。そうしますとグループ数も増えますし、それから運搬間隔も今の30分からもう少し短くなるのではないかと考えております。

ただ、先ほども御説明しましたように、交通安全対策、道路整備も含めてこれからやっていきますので、ボトルネックと言いますか、そういった面は台数が増えてもクリアできるのではないかと考えております。

古市会長： 井上先生の今の御質問は全般的なお話で、道路に関しては大変結構だと思うのですが、他に処理とか撤去プロセスにおける撤去のあり方とか、処理施設のあり方とかですよね。その辺でうまく予定どおり流れますでしょうかと、その時に一番支障になるものはどの部分でしょうか、その辺を頭に描いておられるでしょうかという御質問なんです。

事務局： すみませんでした。やはりネックになるのは処理施設だと思うんです。処理施設の確保、あるいはどこの地域の処理施設を確保するかということによって、運搬車両が現場を出る時間、それから間隔というものが自ら決まってくるのではないかと思います。ですから、一番先に処理施設のポイントがあって、それに対して処理施設の能力もあります。トラックが何台そこに行くのかということもあります。それによってトラックの運行計画、搬出計画を作っていくてはならないという具合に考えておりますので。ただ、今のところ、正直申し上げてどの地域に持って行くのかということがまだ定かになっておりませんので、その辺の確固たるものが出来た段階ですぐにでもタイムテーブルとかを作りながら進めていきたい、そしてそれを住民の方に説明をして交通安全にも気を付けていくという考え方をしております。

古市会長： 一番のネックは、処理施設の確保ということですね。今、交通の方の関係で言われたのですけれども、ある程度は想定された、この間と同じようだけれども、それは許認可に関わるものですから事前には言えないという話はよく分かりますので。でも、いくつかの想定された場所があって、それがどのくらいの量であって、そこまでの輸送がどうかかって、どういうふうにしたらいいかという計画はある程度はお持ちなんではしょう？

事務局： 概要の計画は今検討している最中です。

古市会長： 視野に入っていますね。
他にいかがでしょうか。
小原委員、お願いします。

小原委員： 御報告ありましたように、今まで発覚以来大変なご努力をされて、本当に敬意を表したいと思います。

今後の検討課題についてですが、会長さんも言われたのですけれども、気になりますのは、一つは汚染土壌をどうするか、これは岩手側もそうだと思いますが、これも大きなテーマではないかと思っているのです。汚染土壌の処理の仕方。それから跡地利用になってくるので

すが、その前に、どこで終わらせるのかという安全宣言、言い方はちょっと悪いのかもしれませんが、どういう状況になった時に、「これで終わりましたよ」と言うのか。安全宣言的なものはどういうことで終わったとするかというところが一つ大事ではないかなという気がします。それと経済的な話もありますが、特措法は時限立法ですから、2012年、それまでに本当に間に合うのかと、両県とも気になっていると思うんですね。なかなか間に合わない、それまでに終わらないんじゃないかという気がするのですが、そうした時に、今からやるのは早すぎるのですが、特措法の延長というのも私は両県で、今言うと少し早すぎるのかもしれませんが、それを国に働きかけて、急いで終わるよりも多少伸びてもしっかり完了させることの方が大事ではないかと思っています。その3つ、御質問というか、意見と言うか、気になるところでございます。

古市会長： 非常に本質的な御質問、コメントをいただきました。汚染土壌の処理の仕方とおっしゃられましたけれども、何をもち汚染土壌とするかという判断の問題も含めて非常に難しい問題だと思います。この辺が1点目の御質問。2点目が、これもよく一般には How clean is clean?、どこまでクリーンにすればそれが終りなのかと、いいんだらうと、打ち止めの判断ですね、これもお金の切れ目が縁の切れ目という時限立法で10年で終りかと言ったら、そうではないでしょうと。やはり安全確保をしていくことが大事でしょうと。これは3番目の御質問とも共通する部分だろうとは思いますが、どう終わらせるか。場合によっては時限立法の延長も要求してもよろしいのではないのでしょうかというような御質問でございます。

いかがでございましょうか。なかなか、これ、本質的な御質問ですので、次回にするとかいうことも可能ですので、その辺も含めてお答えいただけますでしょうか。

事務局： 汚染土壌の処理方法につきましては、今、会長が言われたように汚染土壌の定義、どこまでを汚染土壌と言うのかということもございますけれども、今の段階では、まだ廃棄物と一緒に土壌を混ぜて処理しているものもございまして、それが汚染されている土壌なのか、それとも普通の土壌なのかと言われると、その辺をまだはっきりとした試験をしておりません。従いまして、今後、これから掘削することによって覆土が出てきます。そうすると、廃棄物と接触した土壌が出てくると思いますので、その時点で何らかの方向性は出していかなければならないと考えておりました。

それから、安全宣言でございますけれども、まだそこまでは実際上考えておらないというのが正直な状況です。従いまして、特措法の延長ということも、今の段階では、16年から始まってまだ3年、4年の時に、まだ進捗状況が5分の1ぐらいの時に、「いつまでそれでは延長をすればいいのか」という話が当然出てくるかと思いますが、そういうところまではちょっと今の段階では言うことは早すぎるのではないかなという気はしております。

古市会長： はい。汚染土壌の処理のお話、覆土の問題、それから中間覆土。今、スライドで見ていただきました中間覆土の問題もございまして、さらにもっと言えば、下の地山の部分があるわけですね。その辺も含めてやると、今、算定量に入っていない部分も出てくる可能性もありますね。その辺も、特に地山の底の部分は汚染しているか、してないかと。その時に調査はどうするかというのは本格撤去の中では示してあるんですよ。ですからそれは視野には入

っているんです。ですから、その辺のところの、撤去しながら見積量を正確にしていくというプロセスが必要だと思うのです。多分それはやっていかれると思うし、やらないといけないと思っています。

小原委員： これ、相当大きな問題になるんじゃないかと思いますね。量も、どこまで拡散しているのかよく分かりませんが、かなり汚れているのは間違いないと思いますから、それをどうするか。量の把握からしても結構大変なんじゃないかなと思っていますものだから。

古市会長： 先ほどございましたように、ボーリングで鉛直方向、線方向に、それから高密度探査で面方向、格子状にして、シミュレーションでもやっていますから、ある意味で三次元的にはある程度廃棄物の賦存量は推定できるわけですよ。でもこれは推定でしか有り得ない。ですから、上から剥いでいくように撤去して行って、最後を見てもないと本当のところは分からないわけですよ。だから、それは進めながら、フィールドワークをしながら、という作業は必要ではないかなと思います。おっしゃられるとおり、非常に重要な問題だと思います。これは真剣に考えていかなければいけない問題だと思います。

今日も2時間ということで、3時半で終わらないといけませんので、これに関しましての御質問等、まだございますでしょうか、先にあと予定されているものを終わらせて、あと残った時間で栗生さんからの御意見もお聞きしたいと思います。

先に進めたいと思います。それでは議題の2番目のモニタリング調査結果、これにつきまして御報告をよろしく願いいたします。

事務局： 県境再生対策室の小西と申します。私から、報告事項(2)モニタリング調査結果について御報告いたします。座って説明させていただきます。

それではお手元の資料2をご覧ください。今回は、前回の報告に引き続きまして平成19年1月から8月までの調査結果を報告させていただきます。

モニタリング調査結果の御報告の前に、第16回の協議会で報告をした水質モニタリング調査結果において御指摘のあった件について報告いたします。内容としましては、通常分析の他に0.45マイクロのメンブランフィルターでの濾液を分析することについて、懸濁体を細かいところまで取ってしまって、本来存在していたかもしれない鉛などの金属類まで取り除いてしまわないかということでしたけれども、資料2の18ページをご覧ください、こちらが今年の4月から6月までに地下水の全量分析で鉛・砒素が検出された場合に0.45マイクロと1マイクロのフィルターそれぞれでろ過した液を分析した結果でございます。

この結果を見ていただきますと、0.45マイクロ、1マイクロ共に値に明確な差異は確認されませんでした、ということでございます。

続きまして、水質モニタリング調査結果について報告をいたします。調査地点は、この資料の21ページ、22ページでございます。平成19年度水質モニタリング計画に基づき、現場内11地点、現場周辺14地点の計25地点でモニタリングを行っております。調査地点をご覧くださいながら調査結果をお聞き下さい。

まず、現場内の浸出水ア-3、こちらの方は現場内で最も汚染されている水です。これまでと同様に、ベンゼンとホウ素が排水基準を超過して検出されております。次に左下のア-

8です。こちらは現場西側に位置する地下水で、ここからはベンゼンが環境基準を超過しております。また、ホウ素が8月に初めて若干環境基準を超えております。

次に中央側になりますけれども県境側の地下水についてです。一番上ア - 25の2から一番下ア - 28まで全部で6地点ございます。こちらは岩手県側からの地下水の流入状況の把握、監視といった目的で設置しております。ア - 25では、これまでと同様に1,1-ジクロロエチレンが環境基準を超えております。ア - 29では、昨年はベンゼンが環境基準を超えておりましたけれども、今年は環境基準を超える値は検出されておられません。

その他、現場内地下水、あるいは周辺地下水、河川などについては、全ての地点で環境基準を下回っており、これまで同様汚染は現場内に留まっているということが確認されております。

続きまして資料の19ページをご覧ください。こちらの方、調査地点は23ページにございます。現場敷地境界の3地点で実施している有害大気汚染物質モニタリングと上郷公民館で実施しております大気汚染物質モニタリングの調査結果です。まず有害大気のモニタリングですけれども、こちらの方は廃棄物の掘削選別作業に伴って発生する揮発性有機化合物VOCの拡散による生活環境への影響を把握するために実施しております。結果は、全て環境基準を下回っており、特に問題はありませんでした。

次に、大気汚染物質モニタリングですけれども、こちらの調査は廃棄物の運搬車両の排ガスによる大気環境への影響を把握するための調査でございます。こちらは23ページの左上にあるA - 2の地点で行っております。調査結果につきましては、環境基準を下回っており、特に問題ありませんでした。

最後に20ページをご覧ください。調査地点24ページになっております。現場周辺の3地点で実施している騒音、振動モニタリングの結果です。この調査は運搬作業のための大型車の交通量増大に伴いまして沿道への生活環境への影響を把握するために実施しております。調査結果ですけれども、全ての地点で環境基準を下回っておりまして、影響は見られませんでした。

以上で環境モニタリングの調査結果の報告を終わります。

古市会長： はい、ありがとうございました。水質、大気、騒音等モニタリング結果について御報告をいただきました。

これに関しまして、何か御質問等がございますでしょうか
西垣先生、お願いします。

西垣委員： 現在のこれで、廃棄物処分場ですか、それを処分場ではなく破棄できるような状況に、今、浸出水というのは段々近づいてきているぐらいかなと私は思うのですけれども。大体、我々は2年間浸出水が環境基準以下であれば、その処分場はもう処分場じゃないですよというふうな今の法律でなっていますね。ガスにしましても、ほとんど現在問題がないというところであれば、極めて場所が安全なところになりつつあるのかなと。中でいけば、その物の中には、井戸の中から採取すれば含んでいるでしょうけれども、浸出水が一番末端ですね。

古市会長： 西垣先生がおっしゃっているのは、処分場としてのお話？それとも一般汚染土壌。

西垣委員： 一般処分場として。

古市会長： 処分場ですね。ただ、ここは処分場と見なせるかどうかというところがございますよね。ある意味で、遮水壁を打った汚染地域ということで、埋め立て処分場ではないわけですよね、法律上ね。ただ、同じように議論できるかという問題はるかとは思うのですけれども。浸出水の濃度の低下ということに関しましては、大久保さん、前に御議論いただいたと思いますので、その辺で何かこのデータを見られて、「大分良くなっているねえ」とか、「まだ、これはもうちょっと見ないといけないね」とか、何かその辺で御意見ございましたらお願いしたいのですが。

大久保委員： 22ページのア-3ですね、一番濃いところのデータが12ページに書いてあるのですが、それでも、まだ電気伝導率などが高い、塩化物イオンもかなり高いということで、少しずつこういうものが浸出しているんだらうなと思います。ただ単にベンゼンとかホウ素というものは基準値を超えていますけれども、ここに書いてある項目は、これでそれなりに超えるものもあるんだらうということであれば、安定しているとは言いながらも、やっぱりきちんとしたこれからの監視も必要だなというふうには思っております。

古市会長： はい、この辺に関しまして、事務局の方の答、コメント、何かございます？無い？
そうですか。じゃあ引き続きモニタリングよろしくをお願いします。

では次にまいりたいと思います。項目3、浸出水処理施設モニタリング調査結果について御報告をよろしくお願いたします。

事務局： 引き続きまして、浸出水処理施設モニタリング調査結果について御報告をいたします。資料3をご覧ください。

まず、浸出水処理施設の処理工程について若干御説明をいたします。8ページ目、一番後ろにありますけれども、こちらの処理フローをご覧ください。不法投棄現場から処理施設に入ってきました水を浸出水と言っております。浸出水というのは、まず左下に流入と書いてありますけれども、こちらの右に書いてありますVOCの原水槽に入りまして、ばっ気後、一旦屋外の浸出水貯留池に送水されます。貯留池では浸出水の水質を均一化する目的で攪拌バツ気しまして、これを再び施設内に送水してあります。この水を原水と言ってあります。その後、それぞれの処理を経て放流されるという形になっております。月1回、公定法による水質分析の採水場所は4ヶ所ありまして、浸出水はVOC原水槽、原水は沈砂槽、一番左側真ん中あたりですけれども、膜ろ過処理水は第二中和槽、図の真ん中あたりになります、放流水はサンプリングタンクで採水してあります。

浸出水処理施設の処理状況ですけれども、2ページ、3ページをご覧ください。全項目分析を行った5回分の結果を、処理工程の順、つまり浸出水、原水、膜ろ過処理水、放流水の順にまとめたものです。各施設で処理されていきました最終的な放流水は、計画処理水質を下回ってございました。なお現在、浸出水からはVOCはほとんど検出されておられません。原水で

は全てのVOCが不検出となっております。膜ろ過処理水は放流水とほぼ同じ水質まで処理されておりまして、計画処理水質を下回っている状況でございます。

なお、4ページから7ページ目までには18年8月から19年8月までの全データを掲載しております。

以上、報告を終わります。

古市会長： ありがとうございます。この処理施設につきましては、前回現地でそのプロセスの模型を踏まえながら見ていただいたと思います。これ、ちょっと分かりにくいのは、浸出水というのと原水、一番最初に入ってくるのが浸出水で、原水というのは上の本来の水処理施設に入る、ばっ気等の予備処理を終わった後のものを原水と言っております。

何かこの件に関しまして御質問等ございますでしょうか。

福士先生、お願いします。

福士委員： これは質問と言うよりも要望なんですが。こういうふうに数字だけパーっと出されても、なかなか分かりにくいわけですよ。特に新しい委員の方もいらっしゃるし、出来れば後で出てきます資料4とか5のように、経時的にグラフとか書かれていますよね。こういうふうにされた方が、次からはよろしいのではないかと。

何故かと言いますと、傾向を見るのもありますが、それから2年ほど前でしたか、必ずしも全部の処理のプロセス、装置を動かさなくてもいいのではないかと、それはデータを見てから判断するというお話でしたので、図が無いと判断していいものかも、ちょっとこれは分からないということで。次からは是非図を。

古市会長： そうですね。次回ぐらいにその辺の図化したものを、経時変化を示して、今、事務局の御報告では、もう膜ろ過処理水と放流水はほとんど変わらない状況にあるから、高度処理の部分はいかがでしょうかと、少しコメントがございました。これに対しての判断は前から大久保さんとか福士先生、西垣先生等からございましたけれども、これを判断するためにもちょっと図化して、分かりやすくしたものを次回ご用意いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

事務局： 分かりました。

古市会長： 他にいかがでしょうか。無ければ次にまいりたいと思います。

では4番目の、青森県の汚染拡散防止対策工事に伴う周辺環境への影響について、御説明をお願いいたします。

事務局： 引き続きまして(4)について御報告いたします。報告の前に、資料4の図表に誤りがございました。前の資料には未測定部分に数値が入っておりましたので、こちらを削除した図表を作成しております。申し訳ございませんが、3ページ目以降を差し替えて下さるようお願いいたします。

資料の3ページ目には主だった結果を示した図を、4～6ページ目までには経過のグラフ

を添付しております。

まず、この報告の目的について御説明いたします。本県の原状回復対策につきましては、馬淵川水系の環境保全を目的としまして汚染拡散防止を最優先としてこれまで取り組んでまいりました。平成16年から周辺環境への汚染拡散防止対策としまして洗車設備、道路、鉛直遮水壁工事を実施して参りましたが、先ほど御説明いたしましたが8月で対策工事がほぼ完了いたしましたので、これらの工事の周辺への影響についてモニタリング結果から評価するというを目的としております。

評価期間は16年5月～19年8月。評価地点を現場内ア-3、ア-8、現場周辺ア-9、ア-10の4点としております。位置関係につきましては3ページ目の図をご覧ください。

評価項目につきましては、資料4の2、(3)にあります項目で評価しております。評価につきましては、現場内の水質と現場周辺部の水質を比較して行っております。

それでは3の水質モニタリングの調査結果について御説明いたします。こちらの表は、左側の方に現場内、右側の方に現場周辺と分けておまして、各項目ごとにまとめております。

まず、鉛と砒素につきましては、現場内ア-8で若干環境基準を超過した時がありましたけれども、ほぼ基準より低い濃度で推移しておまして、ア-3、9、10とも基準より低い濃度で推移しております。VOCにつきましては、3ページ目の図を見ながらお聞きいただきたいのですが、こちらの図に書いてありますグラフは、グラフの縦軸の数字をモニタリングの測定値をそれぞれの項目の基準値で割ったものとなっております。つまり、この数字が環境基準の何倍物質が検出されているかというのを表す数字となっております。ア-3ではジクロロメタンが平成16年から17年に掛けて排水基準を超過しておりましたけれども、その後低下傾向になりまして、平成18年からは排水基準を下回ったまま推移しております。1,2-ジクロロエタンが排水基準付近で推移しております。ベンゼンが排水基準を超過して検出されております。ア-8では、ベンゼンが次第に上昇し、平成18年末から環境基準を超過しております。ア-9、ア-10では、不検出、あるいは環境基準より低い濃度で推移しております。

続きまして、次のページのハウ素になりますけれども、ア-3では排水基準を超過しておまして、平成17年から上昇傾向にあります。ア-8では、平成18年末までは環境基準を下回っておりましたけれども、その後上昇傾向が見られます。ア-9、ア-10では、不検出、あるいは環境基準より低い濃度で推移しております。

続いて塩化物イオン、ECですけれども、こちらはグラフ5ページ目右下と6ページ目の左上にございますが、ア-3では平成17年から、ア-8では平成18年から、どちらも同様に上昇傾向にございます。その他の項目につきましては、基準を下回る濃度で推移しております。

これらの結果ですけれども、これまでの汚染拡散防止対策工事の周辺への影響につきましては、現場内では排水基準、あるいは環境基準を超える濃度の物質が検出されていますが、周辺部では16年5月から平成19年8月まで環境基準を下回る水質を維持していることから、汚染拡散防止対策工事による水質への影響はないものと推測されます。

また、鉛直遮水壁本体が完成しました平成18年9月以降を見ますと、現場内ではハウ素、塩化物イオン、ECが上昇してきているのに対しまして、現場周辺部ではそれらが低い値のまま推移していることから、鉛直遮水壁の効果により汚染は現場内に留まっており、周辺部

への汚染拡散は防止されていると考えられます。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか、遮水壁の工事が完了しておりますので、それによって場外の水質についてはもう低下していったという結果ですけれども、これにつきまして。

大久保委員、お願いします。

大久保委員： 今、3、8、9、10、この4ヶ所のデータが出されましたけれども、ダイオキシンについては皆基準以下だということで説明されました。その前に、今の資料3の中で、平成19年8月1日、原水のダイオキシン類が2.3ピコグラムありますけれども、これは原水ですから浸出水を過ぎてからのお話だと思いますけれども、ここの濃度が2.3だと、多分低いだろう3、8、9、10が山であれば遮水壁で遮蔽されているんだということだと思えば、この2.3はどういうふうに解釈すればいいか、ちょっとコメントをお願いしたいのですが。

古市会長： はい、いかがでございましょうか。これはダイオキシン類の図の部分ですね。遮水壁が完成する前の話。

大久保委員： 今日、平成19年8月1日の原水のデータ、資料3のデータを見ると2.3ピコグラムあったんですね。この資料4からは3、8、9、10ですから、個別の地域でのデータですけれども、まあそこではないのだけれども、原水ではあるというのをどういうふうに判断するか。

古市会長： いかがでしょうか。

大久保委員： 処理施設で膜ろ過処理水、放流水ともかなり基準が低くなっているのです、それは現在例えばあったとしても、きちんと処理されているということについては理解しております。

古市会長： それが原水として出てきている部分をどう考えるかということですね。

いかがでございましょうか。

資料の3の3ページの下、ダイオキシン類のところですね。例えば、平成19年8月1日の原水のところが2.3になっていると。これが計画処理水質では1以下にすべきであるということになっていることですね。

事務局： 原因というのが直接的によく分かりませんが、ただ、前のデータから推移を追ってみると、18年8月の原水、それから10月、12月、それから19年5月というデータを見ながら、そして19年8月を見ると特異的に高いわけです。ですから、ちょっとこの辺は、何か採水の仕方、あるいは特異的なものがあったのかどうか、ちょっと確認させて下さい。今までちょっとこういうのは1年間無かった状態ですから、こういう状態になるということ自体がおかしいと思いますので。

大久保委員： よろしく調査をお願いいたします。

古市会長： 経過を見てみたら、これは少し特異的だということで、もう一度再度検討してみますということですね。ありがとうございました。

初めてということで、小田さん、お願いします。

小田委員： 全く、本当に素人の素朴な質問ですけれども、鉛直遮水壁の効果が確かに見られているということで、周辺部への拡散防止も環境基準を下回っているということで、私は沢山の数値を見ても何も分からないのですが、本当に素朴ですが、こういう効果をもたらす遮水壁というのはどれほど深く埋められているのかな、どの程度かなということを知りたいなと思いました。

古市会長： 御説明、よろしくお願いします。

事務局： それではお答します。厚生省とか環境省の方では、今現在私どもは不透水層としております岩盤、これにつきましては岩盤の透水度でよく使われるルジオンというテストをやっております、これは簡単に言いますとボーリング坑を利用して、1センチ平方メートルに10キロの圧力を掛けて、1分間に1リッターの水が入っていったら1ルジオン。それ以下であれば一応不透水層、難透水層と見なすということで、1ルジオン以下というデータはもう既に岩盤の方では出ております。これを普通の土壌で言う透水係数になおしますと10のマイナス5乗以下であれば不透水層ということで扱われるわけです。私どもの設計の結果では、一応10のマイナス6乗以下という結果を求めておまして、配合試験では10のマイナス7乗ということは非常に透しづらい構造にはなっております。ちなみに深さですけれども、全体987メートルほど廻しておりますけれども、平均深さで約20メートル、深さ方向に20メートルで施工しております。

小田委員： 随分深い所と、割りと浅い、浅いと言うと失礼ですけれども、20メートルというのと、随分差がありますけれども、それはやはりその層によつての違いになってくるのですか。

事務局： 一応、大体目安としましては、岩盤に約2.5メートルを食い込ませるということでやっております。ですから、場所によっては長い所も短い所もあります。先ほど写真で見ていただきましたように一律、平面でいくわけではなくて階段状になっておりますので、若干そこら辺違いはありますけれども、全体を通して平均約20メートルということでございます。

小田委員： 先ほどからの疑問が少し分かったような気がします。ありがとうございました。

古市会長： よろしいですね。では小原委員、お願いします。

小原委員： 二戸に近いところで、ア-11とア-23、表流水と地下水があるのですが、そちらについても、今は間に合わないと思いますが、影響評価のコメントを出していただければ有難いと思います。

古市会長： すみません。

小原委員： ア - 1 1 とア - 2 3、これ二戸に非常に近いものですから。ここの二つについても。

古市会長： その図はどこにありましたかね。資料 2 の方ですか。

小原委員： これは前の資料 2 の後ろから 2 枚目の地図、水質モニタリングの調査をやっている、そこに地下水でいけばア - 2 3、表流水でいけばア - 1 1 というのが位置としてはあるのですが。二戸に近いものですから。ここについても評価、周辺環境にどう影響をしたかというコメントをいただければなど。今、すぐにとというのが無理だとすれば、後で教えていただきたいなと思っています。

古市会長： はい、分かりました。ありがとうございました。

これにつきましては、次回に宿題ということでよろしくをお願いします。

古市会長： それでは、最後になりますが、青森・岩手県境部における岩手県の汚染拡散防止対策の効果についてです。先ほど、詳しく説明いただいた部分の、効果はこのようなものということをお説明よろしくをお願いします。

事務局： そうすれば、(5) について御報告いたします。こちらの方につきましても、先ほどと同じように誤りがございましたので、3 ページ目以降の差替えをお願いいたします。申し訳ございません。

そうすれば、この報告の目的についてですけれども、先ほど説明がいろいろありましたが、県境部におきましてトレーサー試験を行った結果、青森県側への地下水の流入が確認されましたので、その汚染の対策として平成 1 8 年に岩手県が設置しました遮水壁の効果につきまして評価をすることを目的としております。

評価内容につきましてはこちらに書かれているとおりでございます。評価方法といたしましては、汚染拡散防止対策工事前後の平成 1 9 年 2 月を境にいたしまして、地下水質と地下水位を比較しております。

それでは 2 ページ目の A 3 の別紙をご覧いただきたいのですが、こちらの表につきましては、各地点ごとに対策工事前後を項目ごとにまとめております。上段には遮水壁のある部分につきまして、下段には無い部分につきましてまとめております。

3 ページ目の図につきましては、先ほどの資料 4 と同じような形でまとめております。

そうすれば、A 3 の資料の上段の表をご覧下さい。ア - 2 6 につきましては、それぞれ低い値で推移しております。地下水位につきましては、融雪時に上がる傾向がございます。ア - 2 7 についてですけれども、V O C のうちシス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンが平成 1 6 年から 1 7 年に環境基準を若干超過しておりますが、それ以降は環境基準より低い濃度で推移しております。塩化物イオン、E C は上昇傾向でしたけれども、施工後は低下しております。地下水位は平成 1 8 年 1 2 月から次第に低下しております。ア - 2 8 についてですけれども、こちらは V O C、塩化物イオン、E C 共に前後で低い値で推移してお

ります。地下水位、こちらと同じ時期に次第に低下しております。ア - 29 についてですけれども、VOC のうちベンゼンが平成 17 年から 18 年に環境基準を若干超過しましたけれども、それ以降は環境基準より低い濃度で推移しております。塩化物イオン、EC は、平成 18 年 3 月までは上昇傾向でしたけれども、これ以降は低下しております。地下水位はア - 27、28 同様次第に低下しております。

下段の表についてですけれども、ア - 25 ですが、こちらは VOC のうち 1,1-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンが環境基準付近の濃度で推移しております。塩化物イオン、EC は、次第に上昇しております、地下水位は変化ございません。ア - 25 - 2 についてですけれども、こちらは全て低い値で推移しております、地下水位の変化はございません。

これらの結果からですけれども、県境部の地下水の水質につきましては、VOC が年々低下傾向にありますけれども、汚染拡散防止対策工事前後で水質に特段の変化は見られません。ア - 27、28、29 の地下水位ですけれども、こちらは一番後ろのグラフを見ていただくと分かりやすいのですけれども、汚染拡散防止対策工事後、次第に低下していることから、岩手県側から地下水の流入が減少したと考えられます。このことから、青森・岩手県境部の遮水壁には、遮水効果があるものと推察されます。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。県境の部分で遮水工をしていただいた結果、地下水位も下がっておりますし、ベンゼン、ジクロロエチレン等も下がってきておりますという御報告でしたが、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

時間が大分押し迫っておりますので、こういう御報告をいただいたということにいたしたいと思えます。

それでは報告事項の 1 番の部分で先ほどちょっと御質問がありましたが、その質問を受けるのと、それとその他も含めて御質問・御意見等ございましたらお願いします。

栗生委員、お願いします。1 番に関してですね。

栗生委員： 1 番についてですけれども、いただきました廃棄物の撤去量の書類についてなんですけれども、通年の計画によりますと 19 年度からは本格撤去を行うということで、年 9 万 6 千トンの消化となっているのですけれども、今回の 4 月から 9 月までの半年で 2 万 8 千 3 3 トンということになっていますが、これは回復見込みが立っているのでしょうか。

古市会長： 2 万 8 千が少ないのではないかとということで、この辺のところ、どうでしょうという話です。

事務局： 実は、今年度に新しい処理施設を確保しようとしていろいろ努力してきているのですけれども、なかなかうまく具合に受け皿が見つからないために今のところこういう状態でございます。ですから、今年度 9 万 6 千という目標については非常に厳しい状況にあるということでございます。これからどんどん進めて、9 万 6 千に達成できるかと言うと、非常に難しい状況にあるという状態でございます。

古市会長： 難しいだけではちょっと困るので、じゃあ次、どうするかという話ですよ。

事務局： それについては、いわゆる来年度、20年度にいろいろまた目途を付けているところもございますので、そちらの方でカバーしながら、最終的には24年度までの撤去という具合にしていきたいと思っています。

古市会長： 分かりました。
よろしゅうございますか。

栗生委員： ありがとうございます。

古市会長： 西垣先生、お願いします。

西垣委員： 処理に関して、先ほど井上先生から、「どこがボトルネックだ？」と。やっぱり皆、処理能力がどこまであるかということで。民間のできることを、お役所が先のことを今からどうこう言えない。青森県としてゴミをガス溶融して焼却するという将来計画というのは無いのでしょうか。

古市会長： 県の事業としてですか。

西垣委員： 県では無いと思いますけれども、青森市とかね。

古市会長： 県の産廃等の許認可の計画等で、そういう方針はあるかということですか。

西垣委員： 自前でそういうものをやっていく意志があるかと。

古市会長： 場合によったら三セクでやる可能性もありますよね。だから、県がもう一歩立ち入って主体的に処理施設を確保するとかね、そういう可能性はあるのでしょうか。今の議論の中で一番処理施設がボトルネックと言いましょかね、クリティカルな部分なので。この辺はむしろ部長の方がよろしいのですね。

高坂部長： 沢山仕事を抱えていますので、全てを存じておりませんが、県として、これのガス溶融という形に入ってくることは計画としては無いと私は承知しています。記憶しております。

古市会長： 分かりました。とりあえずそういうことで、今後の動向によっては、また西垣先生がおっしゃったような議論も必要になるかも分かりませんね。

他にいかがでございましょうか。最後に一言どうしてもということがございましたら、ありませんでしょうか。

すいません、段取りが悪くて。8分ほど今超過してございます。4時5分の新幹線ですよ

ね、あと5分くらいで終わりますので。ここに総括をしると書いてありますので。総括まではいきませんけれども。

今日、御質問いただきましたところで県側への宿題と言いましょか、その部分だけ少しお話ししたいと思います。

1番に関しまして、今までのレビューをしていただいた上で、今後の方針をどう立てるかという共通の基盤を今日御説明いただいたわけです。次につながることで、共通のものは、やはり賦存量ですよね。ゴミが本当にゴミだけでなく、汚染した物がどれだけあるのかということの見積が必要であるという再評価ですね。この辺は井上先生の方から処理施設がポイントではないでしょうかという御質問からそういうふうになったわけです。処理施設をどれだけ確保しなければいけないかということは、どれだけの廃棄物なり有害物が出てくるかということに尽きます。

小原委員の方からは非常に本質的な御質問で、撤去作業においてさらに汚染土壌等が増える可能性もあるのではという、その辺の見積をしっかりと下さい。それによって、最後、いつぐらいに終わるかということが、はっきりしてくるのではないのでしょうかということでした。特措法をさらにという議論、これは県だけではなかなか難しい問題でございますので、この辺は、県の方で一応御検討いただくという可能性ですよね。なかなか難しいだろうという感想を持っております。

いずれにしても、井上先生と小原委員の方からのご要望は、撤去作業をさらに円滑に進めるために、廃棄物、有害物の賦存量を正確に見積もっていきましょう、見積もって下さいということですね。今後の部分をしっかりとこれからやっていきましょう。多分、これは撤去作業を踏まえながら、今予測したものとどれだけ違ってきているかということが一番に搬出作業、撤去作業等に響いてきます。これは継続してしっかりとやっていきましょうということですね。

次回、もしかしたらその辺の見積を、あと1ヶ月しかないけれども、今まで見積もりしたものと、今後、今まで少し撤去作業が一次撤去と本格撤去を始めてみて、その辺が少し異なっているのかどうかという部分を御報告いただけませんか。やはりこの辺が皆さん一番心配しているところなのですよ。

これは施設をどれだけ確保しなければいけない、確保できるかどうかというよりも、主体的に県で調査できる可能性がある部分だと思いますね。これをしっかりと見積もっていかねばいけない。どの辺が一番、むしろ見積もった時にリスクになるかという部分を、明らかにしていく必要があると思います。

ということで、1番の部分についてはそういうことかなという気がします。この辺も栗生さんがおっしゃった「大丈夫かい」という話にもつながっていくと思うのです。

それから3番目について、福士先生の方から、資料3に経時変化は図示してくれないと、データだけだと分かりにくいということで、これはよろしく願います。

それから4番目につきましては、大久保さんの方から、ダイオキシンが今年の8月に原水なのですが2.3と、これは特異的な数字であるのか、どうかということ再度もう一度御検討下さいということです。それから小原さんの方からは、二戸の県境に近いア-11とか23についても調査結果をお示し下さいということでした。

大体ご要望等は以上だったかと思っておりますので。今回2回目で、委員の先生方も過去の経緯

を踏まえて同じレベルに来たと思います。これからしっかり今後、次のステップに向けての議論をしていきたいと思います。委員の先生方、皆様、よろしく御協力のほどを引続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の方の役目は終わりましたので、報告事項等を含めて事務局の方にマイクをお返ししますので、よろしくお願ひいたします。

司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、次回の協議会の日程でございますが、既にご案内しておりますとおり11月10日に青森市で開催する予定となっております。お手元に先ほどお配りしております封筒には開催通知と出欠確認用のハガキを入れてございますので、大変恐縮ではございますが、10月22日までに出席をお知らせ下さるよう、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第19回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。